

練馬区告示第321号

練馬区副区長の担任事項は、下記のとおりとする。

なお、令和5年6月15日練馬区告示第303号は、廃止する。

令和8年6月20日

練馬区長 吉田 健一

記

副区長	担任事項
宮下 泰昌	<ol style="list-style-type: none">1 区長室、危機管理室、総務部、産業経済部、環境部、都市整備部、土木部および会計管理室に関する事。2 行政委員会（教育委員会を除く。）等との連絡調整に関する事。3 情報政策および少子高齢化に関する事。
大木 裕子	<ol style="list-style-type: none">1 企画部、区民部、地域文化部、福祉部、健康部および練馬区保健所に関する事。2 教育委員会との連絡調整に関する事。3 災害対策、まちづくりおよび産業振興に関する事。